

学習院大学文学部日本語日本文学科日本語教育系卒業生及び在学生の皆様、

「登録日本語教員」申請にかかる経過措置における日本語教育系等の位置づけについて

1. 新たに始まる登録日本語教員制度(2024年より)

まず、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要」をご覧ください。次の資料です。

https://www.mext.go.jp/content/20240321-ope_dev02-000034780_1.pdf

こちらに示されている通り、今後、認定日本語教育機関で日本語を教えるには「登録日本語教員」の資格が必要となります。

○登録日本語教員になるための要件

- (1) 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）合格
- (2) 「登録実践研修機関」における実践研修修了

* 「登録日本語教員養成機関」修了者は、日本語教員試験の「基礎試験」が免除される

* 大学等の日本語教師養成課程が「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」として認められた場合、「実践研修」も免除される

⇒ 「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」と認められた課程の修了者は、「応用試験」のみ合格すればよい

尚、「登録日本語教員養成機関」及び「登録実践研修機関」が認可され運営が始まるのは2025年度からです。

2. 卒業生及び在在学生に対する経過措置

登録日本語教員になるためには試験合格と実践研修修了が求められますが、現職者や履修中の学生に対する経過措置が設けられています。日本語教師養成課程で学んだ時期、現職者かどうか、日本語教育能力検定試験に合格しているかどうかなどにより、資格取得の方法がCからFまで異なります。次の資料の「登録日本語教員の資格取得に係る経過措置」をご覧ください。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_03.pdf

この中で、養成課程は以下のように区別されています。

(1) 「必須の教育内容 50 項目」(平成 31 年 3 月発表<2019 年>)に対応した日本語教員養成課程等

(2) 平成 12 年報告<2000 年>に対応した日本語教員養成課程等

養成課程が、上記の(1)または(2)に該当するかどうかについては、2023 年度末に最初の確認が行われ、確認済みの課程はすでに公表されています。本学日本語教育系及び日本語教師養成課程(副専攻、2023 年度開始)については、2024 年 5 月 13 日を期限とする募集期間に申請を行います。文部科学省による確認が無事完了すれば、本学卒業生及び在学生在が履修した課程の扱いは次のようになります。

(1) 2019 年度以降入学者：必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程

(2) 2000 年度以降入学者：平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程

これにより、(1)に該当する方は経過措置のうち(C)となります。また、(2)の現職者の方は、(D-1)です。2000 年度以前に入学した現職者の方は(D-2)となります。また、日本語教育能力検定試験に合格している現職者の場合は、(E-1)か(E-2)です。

尚、本学の養成課程についての文部科学省による確認の結果が出る時期は現段階では不明です。結果が公表される時期、及び確認結果については、判明し次第、本ページでお知らせします。

また、経過措置期間及び「現職者」の定義については、上記の経過措置に関する概要(PDF)をご覧ください。

学習院大学文学部日本語日本文学科日本語教育系
担当者

(記. 2024 年 4 月 27 日)